

小金井市環境基本計画等中間見直し支援及び（仮称）小金井市  
気候市民会議運営支援委託仕様書（案）

【共通事項】

1 業務の目的

第3次小金井市環境基本計画、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び小金井しみどりの基本計画は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までを計画期間とする計画であり、概ね5年間を区切りに、計画の評価と検証を行うとともに、社会情勢や関連する各種制度の変更など計画を取り巻く環境の変化に伴う中間見直し等を行うことを目的とする。

また、（仮称）小金井市気候市民会議は、市民が主体的に交流し、連携を図ることで令和4年1月に発出した小金井市気候非常事態宣言内で明記している2050年までに目指す「ゼロカーボンシティ」実現のため、市民が自分ごととして取り組むことができる行動を検討・実行するための行動計画等の提言をまとめること等を目的に実施する。

2 仕様書の適用範囲

(1) 本仕様書は小金井市環境基本計画、小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び小金井しみどりの基本計画の中間見直し並びに（仮称）小金井市気候市民会議実施のために行う作業方法等を定め、適正な成果を得ることを目的とする。

(2) 受託者は、本仕様書によるほか、契約書及び関係諸法令等に基づき、市担当者の指示に従い誠実に行わなければならない。

(3) 受託者は、本仕様書に明記されていないもので、作業の性質上必要な事項については、その処理について市担当者との協議の上で決定することとする。ただし、法令または慣例により履行しなければならない事項については、受託者の負担において処理しなければならない。

3 受託者の義務

受託者は、委託作業の実施にあたり業務の目的を十分に理解したうえで、関係法令を遵守し、本仕様書及び契約書に準拠し作業を行うものとする。

4 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

5 個人情報等の保護

受託者は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本契約により受託した業務の遂行上知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはなら

ない。業務契約終了後も同様とする。

## 6 総括責任者、主任技術者及び担当者

- (1) 受託者は、総括責任者、主任技術者及び担当者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、技術士資格（環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画並びに（仮称）小金井市気候市民会議実施については環境部門、みどりの基本計画については建設部門あるいは環境部門）を有し、令和7年4月1日を基準として過去5年間に環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画及びみどりの基本計画等（以下「類似業務」という。）の受託実績を有すること。また、総括責任者及び主任技術者は、本支援委託業務全般に渡り技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理できること。

また、過去に市民等と直接関連する事業等を行った実績があり、十分な業務遂行能力を有すること。

なお、環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画の主任技術者とみどりの基本計画の主任技術者は兼任できるものとする。

- (3) 中心的な役割を果たす担当者が、令和7年4月1日を基準として過去5年間に類似業務のいずれかの計画の受託従事実績を有していること。
- (4) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の担当者を配置しなければならない。

## 7 委託期間

本業務の委託期間は、契約確定日の翌日から令和8年3月31日までとする。

## 8 支払方法

本委託代金は、成果品の納入、検査合格後、受託者の書面による請求に基づき支払うものとする。

## 9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または解釈上疑義の生じる事項については、その都度委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 本委託業務による成果品及び資料の著作権・著作権は委託者に帰属し、これについて、委託者の許可なく使用あるいは公表してはならない。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- ウ 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。  
なお、適合の確認のために、受託者が自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装備証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 【個別項目】

### 10 委託業務内容【環境基本計画及びみどりの基本計画における市民意識調査等】

#### (1) 準備

##### ア 作業計画・準備

事業実施にあたり、業務実施方針やスケジュール等を整理し、業務計画書として取りまとめる。

##### イ 政策動向等の把握、背景の整理

計画策定の社会的な背景や、それに伴う国・都・周辺自治体の政策動向を把握・整理する。

#### (2) 基礎調査

##### ア 市民アンケート調査

現行基本計画の認知度や環境行動の実践度について実態を把握するため、以下の要領で市民アンケート調査を実施する。

なお、無作為抽出による18歳以上の市民3,000名とし、外国人80名程度を含むものとする。対象者の抽出は、町別・性別・年代別の三段階層化抽出で委託者が行い、宛名ラベルに印刷して受託者に提供する。

また、外国人向けには英語・中国語・ハングルに対応した調査票を受託者が作成することとする。

##### (ア) 調査票の作成

調査票の原案は受託者が作成し、委託者との協議を経て内容を確認する。また、回答率が上がるようWEB等を活用した回答方法を委託者と協議のうえ実施する。

##### (イ) 調査票の発送

調査票の発送に係る準備作業（宛名ラベルの貼付）は、個人情報保護の観点から受託者が市庁舎内で行う。なお、発送時期は令和7年6月中旬を予定し、2週間程度の回答期間を設けて実施する。

##### (ウ) 印刷費、封筒等準備

調査の実施に必要な印刷費、封筒（返送分含む）、郵送費（返送分

含む)は受託者が負担するものとする。

(エ) 調査結果の集計・分析

返送された封筒(調査票)は、受託者が市庁舎内において開封作業を行う。その後、調査結果を集計・分析し、報告書としてとりまとめるとともに、得られた結果を見直し課題として反映する。

(カ) 報告書の作成

市民アンケート調査報告書をイラストやグラフを活用するなど、市民が理解しやすい内容、表現とし、電子データで作成すること。なお、電子データは、PDF形式として令和8年1月30日(金)までに納品すること。

イ みどり率の調査

令和5年度の東京都みどり率データを活用し、市内のみどり率(公園、緑地、農地等の担保された緑地)を算出する。

(3) 会議等の運営支援

計画の検討に関わる以下のア、イの会議において、資料作成、会議出席、議事録作成等の必要な支援を行う。

ア 環境審議会 6回程度開催(うち、5回程度出席)

イ 緑地保全対策審議会 4回程度開催(うち、3回程度出席)

11 業務内容【第2次地球温暖化対策地域推進計画(中間見直し)(概要版)の作成】

(1) 概要

令和3年3月に作成した第2次地球温暖化対策地域推進計画(以下「地域推進計画」という。)について、温室効果ガスを2030年度に2013年度比26%削減という目標をたてている。

この目標は、国が策定した地球温暖化対策計画(平成28年度策定)の削減目標をもとに作成したものであるため、現地球温暖化対策地域推進計画(令和3年度策定:削減目標46%)の目標数値に合わせることや今後上方修正される可能性もあることから、国・東京都等の情報を収集し、適切な目標数値をたてる必要がある。

地域推進計画全体を大幅に改定しないものの、小金井市気候非常事態宣言に掲げる2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ実現」に向けて数値目標の整合性を図る必要があるため、地域推進計画の計画期間後半5年間についてのロードマップ等を記載した地域推進計画(中間見直し)(概要版)を作成する。

(2) 準備

ア 作業計画・準備

事業実施にあたり、業務実施方針やスケジュール等を整理し、業務計画書として取りまとめる。

## イ 政策動向等の把握、背景の整理

計画策定の社会的な背景やそれに伴う国・都・周辺自治体の政策動向を把握・整理する。

## ウ 中間見直し方針の検討

### (7) ロードマップの作成

ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップを作成するとともに、環境基本計画の基本目標7（低炭素・気候変動・適応）を併せて整理する。

### (4) 施策の検討

取組み内容については現地域推進計画の取組を踏襲するが、令和7年度に実施予定の（仮称）小金井市気候市民会議や小金井市環境審議会の意見等を踏まえ、現在実施している施策を継続、加速化と分類するほか、新規施策を検討するなど、ロードマップに反映させること。

### (7) 地域推進計画（中間見直し）（概要版）作成

地域推進計画（中間見直し）（概要版）はイラストやグラフを活用するなど、市民が理解しやすい内容、表現とするとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、可能な限り古紙を含む再生紙を使用すること。

地域推進計画（中間見直し）（概要版）は500部（A4サイズ16ページ程度フルカラー）作成すること。

また、併せて電子データ（PDF形式）を作成すること。

なお、印刷物及び電子データは令和8年3月13日（金）までに納品すること。

### (5) パブリックコメントの実施支援

地域推進計画（中間見直し）・概要版に対し市民から意見を徴収するためのパブリックコメントについて、準備・回答案の作成、意見のとりまとめ等を支援する。なお、原案は令和7年11月末までに策定を予定し、パブリックコメントの実施期間は令和7年12月中旬から1か月程度を予定する。

## 12 業務内容【（仮称）気候市民会議運営支援】

### (1) 概要

小金井市では、令和4年1月に発出した「小金井市気候非常事態宣言」において、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指している。

今回実施する（仮称）小金井市気候市民会議は、市民が気候変動対策等について議論を行い、その議論の結果を市の環境行政運営に生かす仕組みとして、参加者同士が活発に議論できる会議として実施する。

なお、地域推進計画（10年計画）の前半5年間で終了するため後期の5年間に向けて温室効果ガス排出量削減目標についての見直しの意見等を収集することも目的の一つとして実施する。

(2) 実施回数

令和7年6月から9月までの間のうち、計3回程度を想定

(3) 実施日程（案）

- ・ 令和7年6月29日（日） 午後1時30分～午後4時30分
- ・ 令和7年7月12日（土） 午後1時30分～午後4時30分
- ・ 令和7年7月26日（土） 午後1時30分～午後4時30分
- ・ 令和7年8月 2日（土） 午後1時30分～午後4時30分
- ・ 令和7年8月23日（土） 午後1時30分～午後4時30分

のうち、3回実施（日程は想定であるため、この限りではない。日程は別途市と協議して正式に決定すること。）

(4) 参加人数、参加者の選出等

委託者において選出した市民20人から30人程度を想定

(5) 業務内容

ア 企画・運営

(7) プログラムや資料の作成

プログラムや参加者に配布する資料等については市と協議・調整を行ったうえで決定する。

(4) 講師の手配

各回のテーマに即した講義や参加者の質疑応答に対応できる講師を事前に市と協議を行ったうえ手配すること（謝礼等の費用負担を含む）。

(7) 司会・グループファシリテーターの手配

会議全体の進行を円滑に行うことができる司会者や、参加者の発言を促して活発な議論を行えるよう参加者の各グループにファシリテーターを手配すること（謝礼等の費用負担を含む）。

なお、ファシリテーターは参加者数（20人から30人程度を想定）に応じて十分な人数を配置すること。

イ 会議運営支援

基本的な会議運営は以下の各回共通で以下のとおりとする。

(7) 情報提供（各テーマについて講師によるレク、質疑応答）

(4) 議論（グループ討論）

(7) 全体共有（まとめ）

ウ アンケート作成及びデータ集計

(7) 各回の会議内容に応じたアンケートを作成し、参加者から収集・集計を行うこと。

(4) アンケートの内容については、事前に市と協議すること。

エ 会議記録・映像記録の作成

各回の会議記録、グループの発表について、イラストを交えたわかりやすい内容の報告記録を作成するとともに、グループの発表を動画に記録、編集し、市と協議のうえ、実施後3週間以内に作成し、電子データで納品すること。

オ 意見提案のとりまとめ

気候市民会議の議論結果を市への意見提案として取りまとめること。

カ 報告書の作成

各回の会議のグループ討議や発表の内容を含め、会議の報告書を市と調整のうえ、作成し（200部 A4サイズ64ページ程度フルカラー）、電子データでも合わせて納品すること。

なお、最終的な印刷物については、イラストやグラフを活用するなど、市民が理解しやすい内容、表現とするとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、可能な限り古紙を含む再生紙を使用すること。

また、電子データは、PDF形式、ホームページ用データとし、紙面及び電子データは令和7年12月12日(金)までに納品すること。

キ その他注意事項

参加者用の資料の印刷及び会議に必要な模造紙やペン等の消耗品の用意

は適宜行うこと。